

# 消費者アシスト隊員をご存知ですか？

関くらし交通安全課 ☎43-9524 FAX43-2256

## 消費者アシスト隊員とは…

市では、平成23年度から「消費者アシスト隊」事業を実施しています。消費者アシスト隊員とは、高齢者などの消費者被害の未然防止や早期解決に向け、地域で見守り活動を行う人のことです。消費生活センターにつながるよう支援＝“アシスト”するという意味があります。

※隊員数498人(平成29年1月末現在)

※主な隊員…民生委員、町内会、地区社会福祉協議会、高齢者等福祉事業所、行政、その他隊員の活動を積極的に遂行できると認められる市民

☆悪質商法撃退☆

**消費者アシスト隊員**

ご連絡ください！  
私たちは消費生活センター  
と連携しています。



## 見守りネットワーク研修会を開催しました

消費者アシスト隊員養成事業の一環として、毎年度1回、フォローアップ講座を実施しており、今年度は1月17日に社会福祉協議会との共催で、「見守りネットワーク研修会」を開催しました。アシスト隊員は、研修会での内容を踏まえ、普段の見守りの中で消費者被害などが疑われる場合に、必要に応じて消費生活センターや関係機関への相談を勧める活動をしています。



## 消費者アシスト隊員から寄せられた相談一例

近所の高齢者宅に、「29,800円の健康食品を申し込んでいる」と電話が来たが、本人は申し込んだ覚えがないと断ったようだ。不審なため情報提供する。(相談者:アシスト隊員(牛乳配達業者))

消費生活センターからアシスト隊へ、健康食品の送りつけに関する相談事例について情報提供。何かあった場合にはセンターでの相談を勧めしてほしいと伝えた。

消費者の安全・安心な生活を提供するために行っている市の取り組み

## 事業者消費安全マイスターフォローアップ講座を開催しました

市ホームページ内で「安全マイスター」を検索

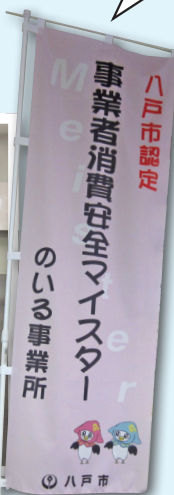
12月20日、マイスターを対象にしたフォローアップ講座を開催し、昨年大きな話題となった「食の安全」などについて学びました。今後、自社の業務へフィードバックされることを期待しています。

### 事業者消費安全マイスターとは？

市では、事業者が消費者目線に立った製品製造・販売・サービスを提供するために必要な法律知識などを学ぶ講座の受講修了者を「事業者消費安全マイスター」として認定しています。



マイスターが在籍している事業所は、のぼり旗が目印です。



ご相談ください！悪質商法・契約トラブル・多重債務

八戸市消費生活センター ☎43-9216

開設日 (月)～(金)※(祝)・年末年始除く  
受付時間 午前8時15分～午後5時  
場所 市庁別館5階(くらし交通安全課内)  
相談方法 電話または直接お越しください。